

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月30日

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/220>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現時点では具体的な中長期計画についての事業計画を含め作成に至っていない。2022年に新体制となったが中長期的な組織運営の計策策定まで手が回っていないため、日本財団パラスポーツサポートセンター様の助成をいただき2023年11月～中長期プランを策定し始める予定であり、可能であれば2024年度初頭の公開を目指している。	「2023年度事業計画」 (案)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現時点では、組織運営強化に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定には至っていない。2023年末にはより開かれた運営を目指し組織改編を行う予定であり、その体制の元で人材の採用及び育成に関する計画を策定し、2024年度末を目処に公表する予定である。	「2023年度事業計画」 (案)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	現時点では、財務の健全性確保に関する計画は策定していない。現在、社員や関係機関等から幅広く意見を伺っている最中である、2023年度中に連盟HPにて公表すべく進めている。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①外部理事の目標割合は25%であり、現段階では0%である。2023年年内に予定している組織改編では世代交代とともに外部からも広く人材を募り、2025年度末までに25%を目指す。②女性理事の目標割合は40%であり、現段階では20%である。組織改編では理事の改選ごとに女性を積極的に登用してゆく方針であり、2023年でも同様の方向である。2025年度末までに40%を目指す。なお、いずれも地域別・障がい当事者・健常者・競技種別・外部・女性・アスリート・有識者といった多様性を考慮して適任者を推薦してゆく予定である。	、「(一社)日本身体障害者アーチェリー連盟役員名簿」「役員改選の進め方について」「改選役員選考委員会における議事内容」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人のため、評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会そのものの規約は公開しているが、現状に合わせ外部有識者等の登用含め規約の運用を見直しているところである。発足は2024年度内を予定している。多様性の確保としてはOB・OG選手または競技指導者を外部・女性の割合等を考慮に入れてアスリート委員に推薦することとなり、選出においても全国の会員の意見を取り入れられる選考法を用いる予定。	「アスリート委員会規程」
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	連盟重要事項は、すべて理事会の承認の元で決定している。全国規模での強化育成及び普及体制を構築するため、理事の定数を10名から15名とした。現在、実質10人になっているので、2023年内に行う組織改編にて増員を行う予定である。	「定款」「定款の改訂理由(一部改訂)」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	いずれは理事の就任時の年齢に制限を設ける予定であるが、競技寿命が長いことや、特に地方ブロックでは後継者育成がうまくいっていないところが多いため、引き継ぎのための時間等、考慮が必要であり、議論を進めているところである。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	理事の平均年齢が高く高齢化が進んでいるため、2023年度中に再任回数は最高4回（8年）の任期の上限を制定する予定。また、法人化は2017年であるが、20年以上理事職に就いている理事の扱いに関しては外部組織を含めての議論を進めている。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】業務執行理事等で中長期的事業等の実現・他競技団体との連携や信頼関係構築・国際交流の視点から、実績や特別な事情等により10年以上となる場合は、役員候補者選定委員会において、当該理事の実績及び特別な事情等について評価した上で任用を可能とする場合もありうる。その場合でも上限は12年とする。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2021年に理事会とは独立した諮問委員会として改選役員選考委員会を設置した。構成員は代表理事1名、社員1名、外部有識者3名。2023年10月現在、外部有識者に付き一部改選を行う予定。	「役員改正の進め方について」「改選役員選考委員会における議事内容」「改選役員選考委員会規程」「改選役員選考委員会名簿」
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	連盟及びその他構成員が適用対象となる、法令を遵守するために必要な規程を整備している。詳細は連盟倫理・懲戒規定第3条に違反行為として定めている。ただし法務委員会については未整備のため、コンプライアンス委員会をそれに充てている。	「コンプライアンス「倫理・懲戒規程」「競技者等行動規範」「PAF強化指定選手等及び日本代表選手
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 会員等の入退会に関する規程：定款・会員規定 会員規定社員総会等の運営に関する規程：定款 理事会の運営に関する規程：定款 監事に関する規程：定款 各種委員会の運営等に関する規程：定款	「定款」「会員に関する規定」
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務所掌規程：改訂に着手している。 文書取扱規程・情報公開に関する規程・個人情報保護に関する規程・公益通報者の保護に関する規程：未整備。2024年度初頭までに対応する。	「事務所掌規程」
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款・謝金及び日当に関する規程では「理事会、委員会及び当該会議に準ずる会議へ出席したものが対象となるが、原則として支給しない。ただし、理事会が別に定めたときは支給できる。」としている。助成金を受け専任となっている役員・職員を除き、財政状況も非常に厳しいため、今後も原則としては役員に報酬を支払う予定はない。なお職員については、就業規則等を制定している。	「定款」「謝金及び日当に関する規程」「就業規則」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理に関する規程・寄附の受入れに関する規程・基金の取扱いに関する規程等：未整備。2024年度までに対応する。	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤を整えるための規定は未整備であり、現在、外部協力者等と検討中である。選手の肖像権に関しては「JPAF 強化指定選手等及び日本代表選手行動規範」の8に規定。表彰の規程は未整備であり、2023年度中に対応する。2022年度は財政基盤を支えるためのスポンサー・サプライヤー契約を5社締結している。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	右のような規定を整備している。	「選手等選考委員会規定」「選手等選考委員会専門委員名簿」「2022年JPAF 強化指定選手選考基準および規定」 「2023年JPAF強化指定選手選考基準及び規定」 「パリ2024パラリンピック大会日本代表選手
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考には関与していない。大会の審判員は全日本アーチェリー連盟の資格を持った審判員を派遣していただいている。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	日本財団パラスポーツサポートセンター内の弁護士に相談に応じていただけるような体制を取っている。役職員の問題把握のための手段として、理事会・総会で、コンプライアンスに関する問題提起を行ったり、JPCの主催するコンプライアンス・インテグリティ等の研修会に積極的に参加することを奨励している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会を設置しており、年1回以上または都度、定期的に開催している。	「コンプライアンス規定」
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	有識者が5月に辞任したため、現在、人材を探しているところである。	「組織図」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度末にスポーツ仲裁機構のメンター派遣制度を利用してメンターによる役職員向けのコンプライアンス研修を行ったものがアーカイブ化されており、適宜、オンラインで受講してもらう。また、JPC等の研修にも出席するようにお願いしている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	連盟選手・スタッフにJPCによるコンプライアンス研修の受講をお願いしている。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	独自の審判体制を有していない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	日本財団パラスポーツサポートセンター様のシェアドサービスにサポートをいただいている。(経理/財務等)	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	現在は内部監査を行っているが、経費使用及び財産管理に関する規程は未整備であり、2024年度中に 対応する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	各種補助金に対し、適正な使用のために求められる法令・ガイドライン等を遵守する形で計画、実行、報告、会計処理を行っている。会計処理は「JPC事務の手引き」等に従って処理している。	決算報告書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 事務所でいつでも閲覧等できる書類：2022年度事業計画、定款、決算報告書、正味財産増減予算書 (2) NFのウェブサイト等において情報を開示しているもの：決算報告書、定款	2022年度事業計画、定款、正味財産増減予算書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手等選考基準について連盟HPで公表している。 URL <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213</a> <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/229">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/229</a>	「選手等選考委員会規定」「2023年強化指定選手選考基準及び規定
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守に関する情報の開示：自己説明をHPにて公開している。URL： <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/220">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/220</a>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な手続きに関しては、理事会承認を得ながら慎重に進めている。利益相反・調達コード等に関する規定を2023年度内に作成する。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーについては未整備のため、2024年度内に作成する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>現在連盟内に通報システム制度を設けていないが、JPSAの通報制度を利用しており、HPに明示している。</p> <p>URL;<a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/53">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/53</a></p> <p>クラス分けについては、国内クラス委員会内で内部通報窓口を設置済。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2024年内に連盟独自にも設置できるよう、現在、各所に打診中である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	「倫理・懲戒規定」と「懲戒処分規定」において内容的に重複している部分があるため、現在、関連規定の再整備を行っている。	「コンプライアンス規定」「倫理・懲戒規程」「懲戒処分規定」
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	上記の通り処分規程を設けている。処分にあたっては、コンプライアンス委員会が審査をして理事会で決定するスキームを取っている。コンプライアンス委員会で調査や審査を行うにあたっては、外部の弁護士等の専門家にも相談しながら進めている。	「懲戒処分規定」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲戒処分規程第11条「前条の規定に関わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決される。」と定めている。	「選手等選考委員会規程」「懲戒処分規程」
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁機構に提訴できることを懲戒処分規定・倫理規定・選手等選考委員会規定にてHPで公表している。URL <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/152">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/152</a> <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/218">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/218</a> <a href="https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213">https://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/213</a>	「倫理・懲戒規程」「選手等選考委員会規程」「懲戒処分規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	新型コロナウイルス感染症等に関しては、万一感染者が出た場合の連絡網を内部で策定し運用していた。新型コロナウイルス感染症に関係のない有事が発生した際には、随時理事会や理事ミーティング等を招集し対応している。ただし危機管理マニュアルは策定していないので2024年度を目処に作成する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	コンプライアンス違反疑い事例が発生した際には、コンプライアンス委員会が関係各所と相談の上対処し、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策等の対処を行っている。	「コンプライアンス規定」
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を発足させたことはないが、今後発足させる場合は独立性・中立性・s値門性を有する外部有識者を中心に構成する予定である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	全国に15の地方組織があるが、加盟人数そのものの減少により全体的に縮小傾向が見られる。すでに地方からの理事を選出しており、社員と当該理事を通じて地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援体制を構築してゆく予定。	「会員に関する規定」 「社員名簿・役員名簿」
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>情報提供に関しては、HP・公式Facebook・公式ツイッターにて情報提供を行っている。今後はこれらもより活用して研修会等の告知を行う予定である。</p> <p>FacebookURL<a href="https://www.facebook.com/paraarcheryjapan">https://www.facebook.com/paraarcheryjapan</a>                      公式ツイッターURL<a href="https://mobile.twitter.com/para_archeryjpn">https://mobile.twitter.com/para_archeryjpn</a></p> <p>研修会については、日本財団パラスポーツサポートセンター様の助成により年度内に地方で4回行う予定。</p>	